

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 9. 29

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

選挙運動期間ではない時には “ツイッター(twitter)”を利用した選挙運動が禁止されます

- ◎ 何人(なんびと)も選挙運動期間ではない時には、特定政党または候補者を支持・反対する内容を“ツイッター(twitter)”に掲示できません。

選挙運動を行うことができる人は選挙運動期間中、自身のツイッターアカウントを利用して選挙運動をしたり“選挙運動情報”であることを明示して自身のパルロオ(follower)に選挙と関連した支持・反対など選挙運動内容を伝送できます。しかし、選挙運動期間でない時には何人(なんびと)も政党または立候補予定者などに対する支持・反対など選挙運動内容を掲示・伝送する行為はできません。

“ツイッター(twitter)”というのはブログのインターフェースとミニホームページの‘友人結ぶ’機能、メッセージ機能をひと所に集めたシステムで、ツイッターを利用する人々どうし互いに関係を結んでコンピュータ・携帯電話などを利用してリアルタイム コミュニケーションが可能な一種のSNS(Social Network Service)です。

※ツイッターを利用した選挙運動

可能な選挙運動	禁止されている選挙運動
<ul style="list-style-type: none">▶ 選挙に関する単純な意見開陳および意思表示をする行為▶ 政党の候補者推薦に関する単純な支持・反対の意見開陳および意思表示	<ul style="list-style-type: none">▶ 何人(なんびと)も候補者およびその家族を誹謗したり虚偽事実を公表する行為▶ 大韓民国国民ではない者など選挙運動をできない者が特定政党または候補者を支持・反対する内容を掲示する行為

在外選挙ホームページ(ok.nec.go.kr)が
オープンしました。